

文書用界線割付定木二態

石神遺跡出土定木 2003年度の石神遺跡第16次発掘調査(飛鳥藤原第129次。本書106~117頁参照)において、文書の界線割付用定木とみられる木製品が出土した(図16)。

本木製品は石神遺跡C期の溝SD1347から出土した(本書107頁参照)。木取りは縦材の板目取り、法量は(100)・(27)・5(mm)である(以下、法量記載は木簡の方式に従う)。上端は原形を保つが、下端は切り折りにより失われている。片側(以下、左側)に1ヶ所、反対側(以下、右側)に3ヶ所の切欠がある。表裏にはいずれも墨書が確認でき(釈読できない)、切欠が墨書を切っている。木簡を転用した木製品であろう。左側の切欠は深さ6 mm 。平面形は台形状を呈し、上端側は側面から垂直に切り込む。右側の切欠は深さ3 mm 。V字形に切り込んでおり、複数の切欠の中に墨痕が確認できる。筆先の形状がそのまま墨痕として残っている箇所もある。また、側面から浅く刃を入れた刻み目が左側に3ヶ所、右側に1ヶ所ある。刻み目は表裏どちらの面からも見えるように施されている。切欠・刻み目の位置は以下の3種類(A~C)に区分できる。

- A) 左側の切欠 上端側の垂直に切り込んだ位置で測ると上端から32 mm となり、唐尺の1寸1分に相当する。
- B) 左側の刻み目 上端から測って20・40・40(mm)の間隔で施される。ただし3つ目は切り折り位置と重なり、明瞭ではない(切り折り跡との判別が難しい)。この間隔は唐尺の7分・1寸4分・1寸4分に相当する。
- C) 右側の切欠・刻み目 上端から26 mm 間隔で切欠が施される(切欠の底の位置で計測)。1つ目と2つ目の切欠から13 mm ずつ離れた位置に刻み目が1つある。

この木製品は、公文書の界線を割り付ける際に使われた定木と考えられる。その根拠は以下の3点である。

切欠の中に墨痕が付着している。切欠を使用して墨でアタリ(印)を打った際の痕跡と考えられる。

切込・刻み目の間隔と、『延喜式』が規定する界線の規格(『延喜式』図書寮式、下記a~c)が合致する。下線部の数值が上記A~Cに対応することを確認されたい。

- a) 天の横界は紙の上端から1寸1分、地の横界は紙の下端から1寸2分の高さに引く。
- b) 縦界(闌界)は、龕闌界(單行の規格)では7分間隔、

注闌界(双行の規格)では8分間隔で引く。

c) 天の横界の下に数本の横界を引く(書き出しを階層状に段下げするための横界)。帳簿の類に多く実例がみられる。文書によって体裁が異なるが、おむね1文字分の高さ、すなわち10~15 mm 間隔で引かれる例が多い。

段下げの横界(上記c)は経典や典籍などには存在しないので、この定木は文書作成用と判断できる。

この定木の使用法は以下のように復原できる。

1. 定木の上端を紙の上端に合わせ、Aの切れを利用して紙の上端から1寸1分の高さにアタリを打ち、天の横界を引く。地の横界も同様に下端から1寸2分の高さに引いたと思われるが、定木下端は欠損するため不明である。
2. 定木を横向きに置き、文書の書き出しとなる右端に定木の上端を合わせる。まずBの刻み目を使用して右端から7分・1寸4分・1寸4分の間隔でアタリを打ち、縦界を引く。次に定木の端を7分(1行分)左にずらして1寸4分の間隔でアタリを打つと、7分間隔で縦界が引ける。
3. 定木を縦向きに戻し、Cの切れを使用して天の横界から26 mm 等間でアタリを打ち、横界を引く。次にCの刻み目を利用して定木を13 mm 上にずらし、26 mm の間隔でアタリを打つと、13 mm 間隔で段下げの横界が引ける。

* Bの刻み目はごく浅いため、横界のための切欠(A・C)と異なり、筆を用いてアタリを打つことはできず、針や刀子などで紙を傷つけてアタリを打ったと推定される。これはアタリを目立たせないための工夫であろう。縦界は横界に比べて本数が多く、墨でアタリを打つと目立って見苦しい。

平城宮跡出土定木 1981年度に実施した平城宮第1次朝堂院地区東南隅の発掘調査(平城宮第136次。『1981平城概報』)でも文書用の定木が出土している(図17)。既に今泉隆雄が紹介し、写真も公表されているが(向日市教育委員会編『長岡京木簡1解説』1984)、詳細は未公表であるため、あらためて報告する。

定木は溝SD3715から出土した。SD3715は中央区朝堂院東限の約18m東を南流する南北溝で、平城宮中央部の基幹排水路である。この調査では同溝から木簡が出土しており、定木はその中の1点である。木取りは縦材の板目取り、法量は(211)・8・4(mm)である。上端は原形を保つが、下端は折損する。片側のみに6ヶ所の切欠がある。切欠の深さは1 mm 前後と浅く、V字形に切り込んでいる。切欠の間隔は上端から26・13・17・19・17・82(mm)で、

複数の切欠の中に墨痕が残る。石神遺跡例と同様に、墨でアタリを打った際の痕跡とみられる。表面には墨書があり、「右」と釈読できる。墨書は切欠によって切られてはいない。墨書面の右側に切欠が施されているので、定木の機能に関する文言かもしれない。

この定木の使用法については、長岡京太政官厨家推定地から本例と類似する定木が出土しており、参考になる。今泉の報告および考察によると(「文書の界線引の定木」『長岡京木簡1解説』)、長岡京跡出土定木の法量は358・23.5・4(mm)、片側のみに6ヶ所のV字形切欠が施されており、その間隔は上端から34.4・12.2・11.0・12.8・94.7・67.2(mm)である。6ヶ所の切欠は横界のアタリを打つためのもので、1つ目の切欠で天の横界、2つ目から4つ目まで段下げる横界を割り付ける。5つ目と6つ目の切欠は離れた位置にあるが、文書の種類によっては1~2本の横界が中央部や下部寄りに引かれる実例があり、それに相当する。地の横界を割り付けるための切欠は、長岡京例では側面の欠損部にあたっており失われている。

以上から平城宮跡出土定木の使用法を類推すると、1つ目の切欠で天の横界、2つ目から5つ目まで段下げる横界、6つ目で中央部の横界、欠損部に想定される7つ目の切欠で地の横界を割り付ける、ということになる。

*紙の上端から天の横界までの間隔は『延喜式』では1寸1分と規定する。長岡京例はこれに近似するが、平城宮例はやや狭い。ただし、現存する文書の実例ではこの間隔は必ずしも式の規定通りではない場合が多い。

以上、文書用界線割付定木は、現時点で長岡京例を含めて3点が知られることとなった。最後に、これらの出土定木から得られる課題について簡単に述べておく。

縦界の割付 従来、縦界の割付方法については2つの説があった。1つは、定木の幅が縦界幅に合わせて作られており、定木を1行分ずつ横にずらしながら切欠のない側で縦界を引いたとする説である。長岡京例でもそのような使用法が想定されている。もう1つは、縦界は定木による割付をせず、自分量で引かれたとする説である(杉本一樹「律令制公文書の基礎的觀察」『日本古代文書の研究』2001、初出は1993)。石神遺跡例は縦界幅に対応する切欠が存在するので、定木の幅は界線の間隔とは無関係であろう。また、平城宮例は幅が8mmと狭く、この幅を用いて縦界を割り付けたとするには無理がある。平城宮例で

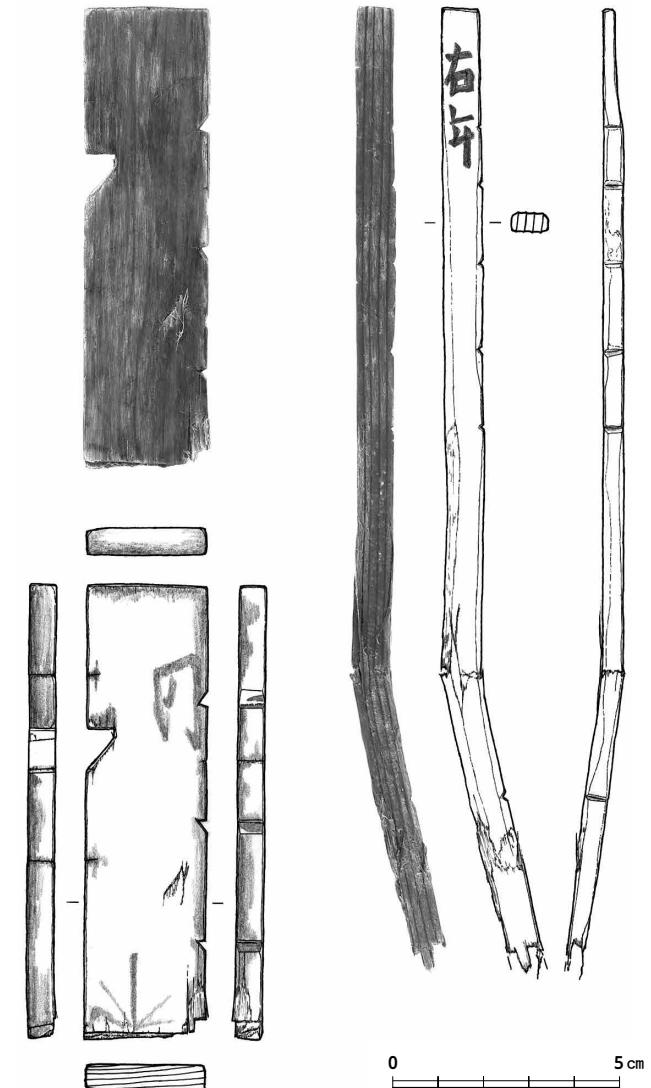


図16 石神遺跡出土定木 3:5

図17 平城宮跡出土定木 3:5

は縦界は別の定木を用いて割り付けたか、もしくは自分で引いたのであろう。

線引の方法 石神遺跡例には両側面に切欠があり、定木製作の際、これ自体を用いて界線を引くことは想定されてはいない。胆沢城跡からは切欠を持たない線引専用の定木が出土しており(水沢市教育委員会編『胆沢城跡 昭和61年度発掘調査概報』1986)、石神遺跡でも線引用の定木が別に存在した可能性がある。ただし石神遺跡例では側面に筆を直接当てて線を引いた際の墨痕が観察でき、時に簡便な方法として定木自体を線引に用いた場合もあったことが知られる。一方、平城宮例・長岡京例は構造的に切欠のない側で界線を引くことが可能で、そのような使用が想定されていたかもしれない。しかし、どのように線を引いたかということと、どのように縦界を割り付けたかということは、本来別個の問題であり、区別して考えなくてはならないと思われる。

(竹内亮)

*脱稿後、飛鳥京跡152次調査(橿原考古学研究所)より定木が出土した(現地説明会資料)。詳細の発表が待たれる。